二　科学技術及び学術に関する内外の動向の調査及び分析に関する事務のうち、新興領域及び融合領域に関すること。

5　新興・融合領域研究開発調査戦略室に、室長を置く。

6　［略］

（大学技術移転推進室並びに地域支援室及び研究交流管理官）

第五十一条　産業連携・地域支援課に、大学技術移転推進室及び地域支援室並びに研究交流管理官一人を置く。

2～4　［略］

5　地域支援室は、地域の振興に資する見地からする科学技術の振興であって文部科学省の所掌事務に係るものに関する事務をつかさどる。

6　地域支援室に、室長を置く。

7　［略］

備考　表中の〔　〕の記載および対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十五号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣　林　芳正

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（総括研究官の総数） **第五十条**　第十二条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第四十九条第一項に規定する総括研究官の総数は、四十三人とする。	（総括研究官の総数） **第五十条**　第十二条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第四十九条第一項に規定する総括研究官の総数は、四十四人とする。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣　林　芳正

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前			改正後		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			（本省及び各外局別の定員） **第一条**　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
本省	一、七四三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	本省	一、七五八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。